

(資料 3)

山陽小野田市地域包括支援センター運営方針

令和 7 年 4 月

山陽小野田市

目 次

1	地域包括支援センターの体制	3
2	人員体制	3
	(1) 管理者	3
	(2) 認知症地域支援推進員	3
3	センターの目的	3
4	センターの運営上の基本的考え方	4
	(1) 公益性の視点	4
	(2) 地域性の視点	4
	(3) 協働性の視点	4
	(4) 評価の実施	4
	(5) 情報の公表	4
	(6) 職員の資質の向上	4
	(7) 個人情報の取扱い	4
	(8) ハラスメントの防止	4
	(9) 苦情及びカスタマーハラスメントの対応	4
5	業務推進の指針	4
	(1) 包括的支援事業	5
	(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築事業	6
	(3) 地域ケア会議の実施	6
	(4) 指定介護予防支援事業	6
	(5) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	6
	(6) 一般介護予防事業	7
	(7) 任意事業	7
	(8) 災害時の備え	7

1 地域包括支援センターの体制

本市の地域包括支援センター（以下「センター」という。）は山陽小野田市福祉部高齢福祉課へ市直営で設置しているセンターと、市内4カ所に設置しているサブセンターにより、事業を実施しており、令和7年度も引き続きこの体制とします。

市直営	山陽小野田市地域包括支援センター
サブ セ ン タ ー	おのだ在宅介護支援センター
	高千帆苑在宅介護支援センター
	サンライフ山陽在宅介護支援センター
	地域包括支援サブセンターフクシア

2 人員配置

センターには下表の通り職員を配置します。また、以下の通り管理者及び認知症地域支援推進員を配置します。

社会福祉士	保健師	主任介護支援専門員
6名	4名	5名（3名）
作業療法士	介護支援専門員	事務員
1名	1名（1名）	1名

（ ）内はサブセンター配置

(1) 管理者

センター職員の管理及び業務の管理を一元的に行う者として、管理者を1名配置します。管理者は兼務とします。

(2) 認知症地域支援推進員

認知症施策の推進を図る目的で、認知症地域支援推進員を4名配置します。認知症地域支援推進員は兼務とします。

3 センターの目的

センターは、地域の高齢者等心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設として市が設置します。(介護保険法第115条の46第1項)

市はセンターの設置目的を達成するため体制整備に努め、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組方針について、市の施策とセンターが共通認識の下、協働して適正な運営に努めるなど、適切に関与します。

センターは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進を図ることを目的とします。また、「地域共生社会」の実現に向けて、複合的な課題を抱える個人・家族に対し総合的な支援ができるよう世帯全体に着目し、課題の把握を行い、必要に応じて関係機関との連携に努めるよう取り組んでいきます。

4 センターの運営上の基本的考え方

(1) 公益性の視点

センターは、各種基準を遵守するとともに、介護保険をはじめとする市の介護・福祉行政を担う機関として、公正で中立性の高い事業運営に努めます。

(2) 地域性の視点

センターは、地域において、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的な機関であることに鑑み、地域の特性や実情を踏まえた事業運営を行います。

また、地域包括支援センター運営協議会など様々な機会を通じて地域のサービス利用者、事業者、関係団体、市民等から幅広い意見を伺い、センターの運営に反映させるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組めます。

(3) 協働性の視点

センターの職員は、業務の基本的な考え方を理解した上で、常に相互に情報を共有し、協議して業務の遂行に当たります。

また、地域の医療・介護の専門職や地域における関係者等と連携を図り

ます。

(4) 評価の実施

センターの運営に当たっては、センター自らがその取組について定期的な点検や評価を行うとともに、これを踏まえた事業の質の向上に努めます。

(5) 情報の公表

センターは、地域の身近な相談機関として広く周知する必要があることから、事業内容等の情報を公表するよう努めます。

(6) 職員の資質の向上

センター職員全員を対象とした研修会を計画的に開催するとともに、外部研修等についても積極的に参加するよう促し、職員の資質の向上に努めます。

(7) 個人情報の取扱い

センターは、保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じます。

(8) ハラスメントの防止

市職員におけるパワーハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、職場内でのパワーハラスメントの防止に努めます。

(9) 苦情及びカスタマーハラスメントへの対応

センターへの苦情があった場合は、内容及び対応を記録し管理者へ報告します。また、カスタマーハラスメントに対しては、その内容や状況に応じて適切な対応を行うものとします。

5 業務推進の指針

(1) 包括的支援事業

①総合相談支援業務

地域の高齢者等に関する様々な相談に応じ、どのような支援が必要か把握した上で、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うとともに、高齢者等の支援に必要なネットワークの構築を行います。

②権利擁護業務

高齢者が尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護に関する必要な支援を行います。高齢者虐待については、早期発見・早期対応を行うため、市民及び関係機関への普及啓発を行うとともに、高齢者虐待の対応については、虐待迅速かつ適切に対応に取り組めます。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者一人ひとりの状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員を始め地域の関係者との連携など、多職種協働実践のためのネットワーク体制づくりを行うとともに、個々の介護支援専門員への自立支援に資するケアマネジメントの支援を行います。

④在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、医療・介護の関係者の連携の強化を図ります。また、在宅医療と介護連携の推進における現状の分析、課題の抽出、対応策の検討等を関係機関と連携しながら行います。

④生活支援体制整備事業

地域における多様な日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進を一体的に図るために、多様な主体と情報の共有や連携を図り、支え合いの地域づくりを目指します。

⑥認知症総合支援事業

認知症基本法の施行に伴い、認知症になっても本人の意思が尊重され、希望をもって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人やその家族の意向を踏まえた支援体制の構築に取り組めます。また、認知症への正しい理解のための普

及啓発の強化や、認知症への早期対応に向けた支援を行います。

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築事業

包括的支援事業を効果的に実施するため、また、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやインフォーマルサポート（家族、地域住民、ボランティアなどの非公式な援助）などのさまざまな社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行うため、関係者と連携します。こうした連携体制を支える共通基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を推進します。

(3) 地域ケア会議の実施

ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域での生活が続けることができるよう地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていくよう進めていきます。

(4) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、指定介護予防支援を行います。

市から委託を受けた居宅介護支援事業所が作成する介護予防サービス計画はセンターへ提出するものとし、自立支援・介護予防に資するケアプランであることについて、センターが確認を行い、必要に応じて助言します。

(5) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる要支援者等に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

市から委託を受けた居宅介護支援事業所が作成する介護予防サービス計画はセンターへ提出するものとし、自立支援・介護予防に資するケアプランであることについて、センターが確認を行い、必要に応じて助言します。

(6) 一般介護予防事業

地域ケア会議を通じて把握した地域課題として、フレイル対策の必要性が確認されたことから、市民へのフレイル予防の意識を高めるための普及啓発に取り組み、フレイル対策を重点項目として取り組みます。

住民運営通いの場の充実や拡大を図るとともに、住民運営通いの場に参加していない高齢者に対しても、様々な場面において、介護予防・フレイルの周知を行い、介護予防に取り組むきっかけづくりを行います。

(7) 任意事業

介護給付等費用適正化事業その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うための必要な事業を実施します。

(8) 災害時の備え

地域包括支援センターが把握する要配慮高齢者に対し、災害時に適切な対応ができるよう、情報把握や共有を行います。また、災害時においても業務が継続できるよう、策定した業務継続計画（BCP）に沿った運営業務ができるよう、定期的な内容の確認及び見直しを行います。